日本万引防止システム協会

「小売業向け推奨顔認証システム制度」説明会を開催

安心・安全なシステム運用で自主認定制度構築

万引抑止へガイドライン作成

5月に審査開始、6月に推奨システムを発表

日本万引防止システム協会（JEAS、東京都新宿区、稲本義範会長、会員数43法人）は、3月3日に高千穂交易（東京都新宿区）で、報道向けに「小売業向け推奨顔認証システム制度」説明会を開催した。

万引防止用の顔認証システムの導入が、小売業において年々増加傾向にある。顔認証システムは、設置環境による日照条件等により照合精度が大きく変わる。また、個人情報を取り扱うため個人情報保護法や肖像権、プライバシーの侵害等への法的な配慮のもと適合する機能と適切な運用が必要である。

JEASでは、防犯目的で顔認証システム（来店者検知システム）導入を検討する小売業向けに、JEASで定めた基準に適合するシステム機器及び個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、安心で安全なシステムを運用できる「推奨顔認証システム制度」を構築した。会員外の顔認証システム企業にも広く参画してもらうことを目的した自主認定制度となっている。

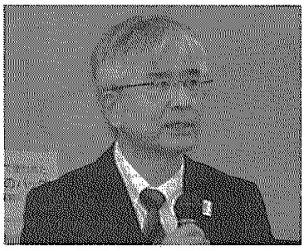

稲本義範JEAS会長

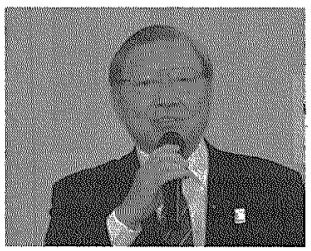

光眞章全国万引犯罪防止機構事務局長代行

「小売業向け推奨顔認証システム制度」ステッカー

同制度の詳細は次のホームページを参照。

https://www.jeas.gr.jp/pdf/20200304-1.pdf

はじめに稲本会長が次のように挨拶した。

「本日は推奨顔認定システム制度の概要に加え、最近の万引事例として、関西や関東で使用されている窃盗鞄情報についても説明した。このバッグは内部生地の内側に電場シールド材（アルミ箔）が2重に縫い込まれており、防犯センサーゲート（EAS）を通過しても電波を遮断するように作られている。また、開口部はマジックテープで完全に蓋ができるように工夫され、商品を入れたらすぐに手で簡単に挟みこみ閉じることができる。

同氏は窃盗事件で現場に遺留された鞄の実物を示しながら「関西・関東でカバンが放置されて犯人が逃走するという事案が連続して発生している。それなりの大きさがあって、大量窃盗の狙いがある。店員の隙を狙って万引するという、ちょっと軽いレベルではない。このような犯罪が非常に増えているということである。警察庁統計より万引機構が作成した『万引き犯罪統計資料』全刑法犯に占める万引きの割合』をみると、刑法犯認知件数は年々右肩下がりで、刑法犯の発生件数はピーク時と比べると4分の1まで減少した。ところが万引犯罪の場合はいまだに高い率である。万引事案が占める全刑法犯の割合は12・5%まで高くなっている。

このような犯罪を抑制していくためにも、私どもの防犯対策が非常に重要になってくる」と述べた。

日本万引防止システム協会は、窃盗鞄の犯罪などの注意喚起で、平成24年に『万引き防止策の強化について（通知）』に関する対応』を作成した。

説明会終了後、関係者らが記念撮影

警視庁生活安全総務課より、平成24年9月3日付けで、万引き防止策の強化についての注意喚起文（通知）が東京万引き防止官民合同会議の各団体に配信された。

稲本会長は「中でも今後、協会会員に検討いただきたい対策」として▽シールド材に強いEASシステム等、不正行為に対して強いシステムの開発のお願い▽シールドされたバックを検知するゲートの導入を促進する▽常習者対策」としての顔認証システム等の導入を促進する―などを挙げた。

「窃盗鞄といったものに強いゲート対策、常習者対策の顔認証あとは情報の一元管理ということも必要だということを協会で確認して日々我々は研さんに努めてきた」と述べた。

次にJEASが作成した新冊子「人的警備と画像システム（顔認証&VMS等）の効果的活用」の概要を、カメラ画像安全利用推進委員会メンバーの摺田祐司理事（NEC）が説明した。

「警備での顔認証システムの利用では、小売業の店舗で、警戒対象人物を事前登録して、登録者を検知し、従業員、警備員が対応する流れであり、これを成功させるために重要なのが警備の人あるいは専門の人が、そういった人物を見つけて正しい情報を登録して運用する。『人的警備と顔認証システムの連携が決め手となる』。効果としては5つ挙げている。①警備員能力の高度化・平準化に役立つ②顔認証システムの数だけたくさんの警備の目が持てる③顔認証システムがあれば長いスパンで正確な対応ができる④常習者に関しては早い段階で現行犯逮捕が可能になる⑤防犯カメラの併用で、入店後から万引着手まで状況が可視化できる」ことで未然防止に活かせる。ここでの、もうひとつのポイントは顔認証の仕組みだけではなくて店舗の中の映像を分析する、いわゆるVMS、映像のマネジメントシステムを同時に活用してもらい、より正しい映像とその人物の行動をきちんと確認した上で登録して活用してもらうことが非常に重要なポイントと考えている」と述べた。

続いて新冊子「個人情報保護法を遵守した『防犯情報の共同利用』公開に賛同」について、同メンバーの山本健二理事（クローリー）が説明した。

「個人情報の共同利用で、『渋谷書店万引対策共同プロジェクト』に私どもの顔認証システムを活用してもらった。昨年の7月から利用してもらった。共同利用プロジェクトがこのプロジェクト開始後、6ヵ月の状況を報道発表した。2019年7月30日から20年2月11日までの登録件数の累計が27人31件。すべて万引行為でやはり書店の万引については被害が続いているという中で、顔認証システムを使って予防できたという事案も出てきている。顔は個人情報に関わるので、運用には細心の注意を払いながら慎重に活用してもらう。これは顔認定システム制度の推奨要件に盛り込んでいる」と述べた。

次に「小売業向け推奨顔認証システム制度」のガイドラインの説明を、同メンバーの関口昭義ワーキンググループ長（パナソニックシステムソリューションズジャパン）が行った。

会見の要旨は次の通り。

JEASは、顔認証システムの性能が実際にシステムを使用する際、効果的、有効であるか否かの視点で「推奨」の基準を定めている。例えば、顔認証システムの基準策定の根本には次のような考え方がある。万引抑止・犯罪抑止の対処に関する用途に"効果的に機能"するために、最低限必要とされる機能・性能・運用などに関し活用されるシステムを「推奨」とする。

小売業向け顔認証は、システム認定基準と運用認定基準を審査する認定制度。システム前提審査では、申請書等、申請機器の標準構成、環境試験に関する申告事項、構造・表示の申告事項と、必須事項である共通機能などをすべて満足するかを審査する。運用認定基準では、関連する法律など運用を満足する機能を有するか審査する。

JEASの基準に合格したシステム機器を、「推奨顔認証システム」とし、推奨機器に添付できるシンボルマークを発行する（有料）。

推奨顔認証システム制度審査に申し込んだ人には試験のガイドラインを送付する。審査基準、試験実施内容、審査費用などが確認できる。

JEASは、すでに審査受付を開始。受付の締切は4月10日。審査は、5月連休明けに行う。審査は書類審査及び実機審査後にJEASで総合的に合否を判定する。6月のJEAS通常総会で推奨システムを発表する。

◇

最後に、「第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス2020）」（4月20日（月）～27日（月））に国立京都国際会館（京都市左京区岩倉大鷺町422番地）で開催（3月13日現在）にJEASが出展し、万引防止などの展示物を出展すると発表した（ブースナンバー26）。

コングレスは、犯罪防止・刑事司法分野の専門家が、世界の同分野の諸課題について議論しつつ、その知見を共有し、コミュニケーションを図ることで、様々な分野における国際協力を促進し、より安全な世界を目指して協働することを目的としている。